

設立趣旨書

1 趣旨

- ・ 定款に定められている目的や事業に係る社会経済的情勢やその問題点
 - ・ 法人の行う事業が不特定かつ多数のものの利益に寄与するゆえん
 - ・ 法人格が必要となった理由
- 等

2 申請に至るまでの経過

- ・ 法人の設立を発起し、申請するに至った経緯
(活動実績がある場合は、これまで取り組んできた具体的活動内容) 等

例)	平成〇〇年〇〇月〇〇日	法人設立のための勉強会開催
	平成〇〇年〇〇月〇〇日	設立準備会開催
	平成〇〇年〇〇月〇〇日	発起人会開催
	平成〇〇年〇〇月〇〇日	設立総会

年 月 日

特定非営利活動法人〇〇〇〇

設立代表者 住所又は居所

氏名

印

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

特定非営利活動法人 定款例

特定非営利活動法人〇〇〇〇定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人〇〇〇〇という。

- 1 名称は登記事項です。登記できない文字（「」など）や略称・英語名称等を記載する場合は、登記名称とは別に併記する必要があります。
- 2 国や地方公共団体と誤認される名称は適当ではありません。
- 3 他の法令等により使用できない名称（病院や銀行など）がありますので注意してください。
- 4 名称中には必ず「特定非営利活動法人」を使用しなければならない訳ではありません。「NPO法人」も使用可能です。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を沖縄県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号に置く。

- 1 住居表示どおりに正しく記載します。ビル名や施設名・号室等も詳しく記載して下さい。
- 2 「主たる事務所」とは、法人の事業活動の中心である一定の場所で、法人の代表権（少なくともある範囲内の独立の決定権）を有する責任者が所在し、かつその場所で継続的に業務が行われる場所を指します。
NPO法人の事務所には、定款や事業報告書等の書類の備え置きが義務づけられています。

主たる事務所を最小行政区画（例「沖縄県那覇市に置く」）までを記載した場合、所轄庁から法人へ大切な通知等を送付する場合があります。事務所移転した時は速やかに「所在地変更届出書」を所轄庁（県）に提出する必要があります。（P-127参照）

2 この法人は、前項のほか、従たる事務所を沖縄県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号、……に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、[①] に対して、[②] に関する事業を行い、[③] に寄与することを目的とする。

この欄における「法」とは、「特定非営利活動促進法」をいう。

<第1章>法人の名称、事務所所在地は必要的記載事項（法第11条第1項第2号、第4号）

<第1条>必要的記載事項（法第11条第1項第2号）

<第2条>必要的記載事項（法第11条第1項第4号）

注 第1項には「主たる事務所」所在地を記載し、第2項にはすべての「従たる事務所」の所在地を記載する。

<第2章>法人の目的、特定非営利活動の種類、事業、その他の事業は必要的記載事項（法第11条第1項第3号、第11号）

<第3条>必要的記載事項（法第11条第1項第1号）

- ・どのような人たちを対象として、どのような公益活動を行うのか、設立趣旨書を要約した形で、わかりやすく記載します。
- ・定款第3条から5条までは密接に関連していますので、記載にあたっては注意してください。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

第3条の目的と、第5条の事業が、法別表に掲げる20分野のいずれかに該当するかが設立認証要件となります。
法別表の文言どおりに記載してください。

- (1) 環境の保全を図る活動 (例)
- (2) ○○○を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

法人は定款で定めた事業しか行えません。

記載上の注意点としては、

- 1 第3条目的との関連がわかりやすいこと。
- 2 どんな活動かおおよそわかる表現 (具体的内容は事業計画書に記載)
- 3 2～3年後ぐらいに実施可能な事業を記載。(当分実施予定がない事業等は、実際に事業を行う時点で定款変更認証申請により追加して下さい。)
- 4 他法(障害者自立支援法等他)においてその事業が実施可能かどうかは、法律を所管する部局に確認してください。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 海岸清掃事業 (例)
 - ② エコツーリズムガイド養成事業 (例)
 - ③ ネットワーク構築事業 (例)
 - ④ その他目的を達成するために必要な事業

ここでいう「その他目的を達成するための事業」とは、単年度限りや、試験的に実施する事業となります。反復・継続して実施する場合には、別途事業として追加することになります。

注 特定非営利活動を行うことを主たる目的とした法人であること等を明らかにするため、目的には、①受益対象者の範囲、②主要な事業、③法人の事業活動が社会にもたらす効果(どのような意味で社会の利益につながるのか)や法人としての最終目標等を具体的かつ明確に伝わるように記載する。

<第4条> 必要的記載事項 (法第11条第1項第3号)

注 法の別表に掲げる活動の種類のうち、該当するものを選択して記載する(複数の項目を選択することも可能)

<第5条> 必要的記載事項 (法第11条第1項第3号及び第11号)

注1 第1項…法人が行う具体的な事業内容を記載する。その際、「特定非営利活動に係る事業」と「その他の事業」の内容は明確に区分しなければならない。

注2 「その他の事業」を行わない場合は、「この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う」旨を記載し、第1項第2号及び第2項の記載を要しない。

注3 第2項…法第5条第1項

★特定非営利活動事業とそ

(2) その他の事業

① 物品販売事業 (例)

② △△△△△事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、収益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の○種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法 (以下「法」という。) 上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体 (例)

(2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体 (例)

(3) ○○会員

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

第22条 (総会の権能) または第31条 (理事会の権能) と矛盾しないように注意しましょう。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

の他の事業の区分についてはp-60を参照。

<第3章>社員の資格の得喪に関する事項は必要的記載事項 (法第11条第1項第5号、法第2条第2項第1号イ)

<第6条>

注1 ここでいう「社員」とは、社団の構成員のことで、総会の議決権を有する者である。

注2 賛助会員等、正会員以外の会員種別を定める場合は、正会員とそれ以外の会員を区別して第2号以降に記載する。

<第7条>

注1 社員 (正会員) の資格取得については、不当な条件を付けてはならない。社員 (正会員) 以外の会員については条件を定めることができる。

注2 第6条において、正会員以外の会員について定める場合は、正会員と区別して記載することもできる (以下、定款第11条まで同じ。)

<第8条>

注 入会金又は会費の設定がない場合は、記載を要しない。

<第9条>

注 第4号除名を資格喪失の条件とする場合は、除

- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して○年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

理事3人以上、監事1人以上を満たしていれば、自由に設定できます。

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上○○人以内
- (2) 監事 1人以上○○人以内

2 理事のうち、1人を理事長、○人を副理事長とする。

- ・理事長・代表理事・常務理事など役職名は自由に設定できませんが、その役職が法律上の役員（理事・監事）に該当しているかを規定します。
- ・この条文で規定した役職については、第13条、第14条にも記載します。

- ・総会の権能及び理事会の権能と矛盾しないよう注意してください。
- ・正会員からの選任に限定したい場合は、「正会員の中から」と加えてください。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当

名に関する規定を置く。
(定款第11条参照)。

<第10条>

注 退会が任意であることを明確にする。任意に退会できない場合などは法に抵触する。

<第4章>役員に関する事項は必要的記載事項（法第11条第1項第6号）

<第12条>法第15条（役員定数は、理事3人以上、監事1人以上）

注1 第1項…「理事」及び「監事」を明確に区分する。

注2 第2項の職名は、理事長、副理事長以外の名称を使用することもできる。

<第13条>

注1 第1項…理事については理事会で選任することも可能。

該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に就任後2事業年度が終了した後の総会において、後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後に後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

注2 第3項…法第21条理事+監事が6人以上の場合に限り、配偶者若しくは三親等以内の親族を1人だけ役員に加えることができる。(詳細はp-9参照)

注3 第5項…法第19条

<第14条>

注1 第1項…法第16条

理事長のみが代表権を有することを明確にする場合に第2項記載

注2 第3項…副理事長が1人の場合は、「理事長があらかじめ指名した順序によって、」という記載を要しない。

注3 第12条で規定した役職についてそれぞれの職務を規定。

注4 第5項…法第18条

注5 監事は代表権を有しない。

<第15条>

注1 第1項…必要的記載事項(法第24条第1項)

注2 第2項…定款第13条において役員を総会で定める旨を明記している場合に限り規定することができます。

注3 第4項…役員が存在しない期間が生じた場合、法人が損害を被るおそれもあることから、前任者は辞任又は任期満了後

この規定は、新たな権限の行使まで認められるものではないので、至急後任者を選任する必要があります。なお、この規定を根拠に2年を超えて役員任期を延長することはできません。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。
2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散

においても応急的に業務執行義務を負うものとされています。

<第16条>法第22条

<第17条>

注 第1項…理事については理事会で解任することも可能。

<第18条>

注1 第1項…法第2条第2項第1号ロ
注2 総会の権能、理事会の権能と矛盾しないこと。

<第5章>会議に関する事項は必要的記載事項

(法第11条第1項第7号)

<第20条>法第14条の2、第14条の3

<第22条>法第14条の5

(定款で理事会等に委任しているもの以外はすべて

- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

（開催）

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の〇分の〇以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

（招集）

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から〇日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

・招集方法は、書面又は電子メール（電磁的方法）とすることもできますが、全社員に確実に到達する必要があることから、電磁的方法のみとすることはできません。

（議長）

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（定足数）

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

総会の議決事項)

- ①定款の変更、②解散、③合併については、総会の権限であり、理事会などに委任することはできません。(法第25条、第31条、第34条)

<第23条>

注1 第1項…法第14条の2

注2 第2項第1号…法第14条の3第1項

注3 第2項第2号…法第14条の3第2項（総社員の5分の1以上を必要とするが、定款をもって変更することは可能)

<第24条>

注 第3項…法第14条の4

<第26条>

注 定款変更の定足数は、定款に特別の定めがない限り、社員総数の2分の1以上。…法第25条第2項

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

あらかじめ通知していない事項についても議決できるようにするためには、「ただし、議事が緊急を要する場合は、出席した正会員の2分の1以上の議決により議題とすることができる」などと加えて規定します。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。
- 3 理事または正会員が総会の目的である事項について提案をした場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

書面による表決に代えて、電磁的方法による表決を規定することもできます。その場合には、受信者が出力して書面を作成できることが必要です。

- 3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第50条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

<第27条> 法第14条の6

法第14条の6 但し書き

第3項…書面以外に電磁的記録による同意の意思表示を可能とする規定を置くこともできる。

<第28条>

注1 第1項…法第14条の7第1項

注2 第2項…法第14条の7第2項

*電磁的方法とは、

- ①電子メール本文
- ②電子メールへの添付や、ウェブサイトへの書き込み
- ③フロッピーディスクやCD-ROMなどの磁気媒体に記録し、交付するとなります。

注3 第4項…法第14条の8

3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の〇分の〇以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から〇日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも〇日前までに通知しなければならない。

注1 第3項…法第14条の9 みなし総会

※ 正会員全員が書面により、同意の意思表示を示した場合、総会での決議と同様とみなすこと。

みなし総会の場合には、出席者や議長などが存在しないものの、手続きが適正であったことの証として議事録を作成する必要がある。

<第6章>会議に関する事項は必要的記載事項(法第11条第1項第7号)

<第31条>

注 総会の権能と整合性をとる(定款第22条参照)。

第3項…「書面又は電磁的方法」と加えることはできませんが、電磁的方法だけの通知とすることはできません。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によつてあらかじめ通知した事項とする。 <第35条>

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 参考 第2項…法第17条

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

<第7章> 必要的記載事項
(法第11条第1項第8号及び第9号)

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第45条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

<第39条>

注 特定非営利活動に係る事業のみ行う場合は、記載を要しない。

<第41条>

注 「法第27条各号に掲げる原則」とは、正規の簿記の原則、真実性、明瞭性の原則及び継続性の原則をいう。

<第42条>

注 法第5条第2項…特定非営利活動に係る事業のみを行う場合は、記載を要しない。

<第43条>

注 総会の権能又は理事会の権能と整合性をとる。

<第46条及び第47条>

注 総会の権能又は理事会の権能と整合性をとる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第48条 この法人の事業年度は、毎年〇月〇日に始まり翌年〇月〇日に終わる。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の〇分の〇以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

定款に特別の定めのない限り、社員総数の2分の1以上が出席し、その出席した社員の4分の3以上の議決が必要となります。

<第47条>構成員（役員、会員等）に剰余金を分配することはできません。（法第2条第2項第1号）

<第48条> 必要的記載事項（法第11条第1項第10号）

<第49条>

注 総会の権能又は理事会の権能と整合性をとる。

<第8章>定款の変更と解散に関する事項は必要的記載事項（法第11条第1項第12号及び第13号）

<第50条>法第25条第3項ここに規定された事項に係る定款変更については、所轄庁の認証を受けなければ効力を生じません。総会の議決のみでは効力はありません。

- ①目的
- ②名称
- ③特定非営利活動の種類及び特定非営利活動に係る事業の種類
- ④主たる事務所その他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- ⑤社員の資格の得喪に関する事項
- ⑥役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- ⑦会議に関する事項
- ⑧その他の事業を行う場合には、その種類その他当

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の〇分の〇以上の承諾を得なければならない。

定款に特別の定めのない限り、社員総数の4分の3以上となります

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、[①] に譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の〇分の〇以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

該その他の事業に関する事項

⑨解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）

⑩定款の変更に関する事項

<第51条>

注1 法第31条第1項

注2 第2項…法第31条の2

注3 第3項…法第31条第2項

<第52条>

注1 ①に記載する「残余財産の帰属すべき者」は、他の特定非営利活動法人、国又は地方公共団体、公益財団法人、公益社団法人、学校法人、社会福祉法人、更生保護法人から選定されなければならない。

注2 帰属先を定めない場合、又は帰属先が明確でない場合は、国又は地方公共団体に譲渡されるか国庫に帰属することとなる。

<第53条>

注 法第34条(定款に特別の定めがない限り、合併の際には、社員総数の4分の3以上の議決が必要。)

第9章 公告の方法

【平成28年改正点】

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、【〇〇〇】に掲載して行う。

<第9章> 必要的記載事項
(法第11条第1項第14号)

<第54条>

注1 公告とは、第三者の権利を保護するため、第三者の権利を侵害するおそれのある事項について広く一般の人に知らせることである。法人の活動実態に応じて、官報、日刊新聞やインターネットホームページを選択して記載することが考えられる。

注2 法人は、前年度の貸借対照表の作成後遅滞なくこれを公告しなければならない。貸借対照表の公告方法は以下の4つの方法から選んで定款で定める必要がある(法第28条の2)

公告方法	【〇〇〇】の記載例
①官報	官報
②日刊新聞紙	〇〇県において発行する〇〇新聞
③電子公告	・この法人のホームページ ・内閣府 0法人一ータルサイト(法人入力情報欄)
④主たる事務所の公衆の見やすい場所	この法人の主たる事務所の掲示場(に掲示)

なお、③を選択する場合は、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることが出来ない場合の公告方法として①か②のいずれかを定めることができる(法第28条の2第3項)

注3 定款において、公告方法として官報掲載を定め

ない場合であっても、以下の①及び②の公告については、選択した公告方法に加え、官報に掲載して行う必要がある。

①解散した場合に清算人が債権者に対して行う公告（法第31条の10第4項）

②清算人が精算法人について破産手続き開始の申立を行った旨の広告（法第31条の12第4項）

第10章 雑則

（細則）

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	○	○	○	○
副理事長	○	○	○	○
理事	○	○	○	○
同	○	○	○	○
監事	○	○	○	○
- この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成〇〇年〇〇月〇〇日までとする。
- この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、成立の日から平成〇〇年〇〇月〇〇日までとする。
- この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

正会員	個人	団体
(1) 入会金	〇〇〇円	〇〇〇円
(2) 年会費	〇〇〇円	〇〇〇円
賛助会員	個人	団体

<附則>

注1 設立当初の記載内容は、成立後において変更しない。

注2 第2項…必要的記載事項（法第11条第2項）役員名簿の記載内容と一致させる。

注3 第3項…至年月日は、成立の日から2年を超えてはならない。

総会の開催時期を考慮に入れ、役員任期の末日を事業年度の末日の2～3ヶ月後にずらしておくこと、法人運営に支障をきたすおそれが少ない（第15条注2参照）

注4 第6項…正会員以外の会員について定める場合は、正会員と区別して記載する。

(1)	入会金	〇〇〇円	〇〇〇円
(2)	年会費	〇〇〇円	〇〇〇円

|

〇〇年度事業計画書

年 月 日から 年 月 日まで

・初年度は、「成立の日から」と記載

(特定非営利活動法人の名称)

1 事業実施の方針 (初年度・翌年度と、各年度ごとの方針を記載)

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

・受益対象者の範囲とおおよその人数を記載する。

定款の事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	事業費の予算額(千円)
海岸清掃事業	北谷町の海岸を中心として、清掃活動を実施する。	毎月第2日曜	北谷町	5人	北谷町住民及び観光客 500人	300
エコツアーリズムガイド養成事業	環境に負荷をかけないガイドの方法等の講習会、体験ガイドを実施する。	年4回	北部地域	3人	観光客等 不特定多数	500
ネットワーク構築事業	ホームページ、会報誌の作成。(次年度実施予定)	次年度	—	—	—	0

定款第5条の事業名をすべて記載します。

事業内容はできる限り具体的に詳しく記載してください。

事業費の金額の合計は、活動予算書の事業費計の額と一致させる。

(2) その他の事業

定款の事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	事業費の予算額(千円)
物品販売事業	寄付された物品等の販売を行う。	随時	事務所	1人	50

その他事業がない場合

〇〇年度 活動予算書

・初年度は、「成立の日から」と記載

年 月 日から 年 月 日まで

(特定非営利活動法人の名称)

科 目	金 額 (単位：円)	
I 経常収益		
1 受取会費・受取入会金		
正会員受取入会金	50,000	(5,000円×10人)
正会員受取会費	100,000	(10,000円×10人)
賛助会員受取会費	100,000	(20,000円×5人)
2 受取寄付金		
受取寄付金	100,000	
施設等受入評価益	30,000	
.....	××	
計		130,000
3 受取助成金等		
受取補助金	300,000	
.....	××	
計		300,000
4 事業収益		
海岸清掃事業収益	360,000	
エコツーリズムガイド養成事業収益	580,000	
ネットワーク構築事業収益	0	
.....		
計		940,000
5 その他収益		
受取利息	100	100
計		100
経常収益合計		1,620,100
II 経常費用		
1 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	120,000	
臨時雇賃金	20,000	
法定福利費	12,000	
人件費計	152,000	
(2) その他経費		
印刷製本費	300,000	
旅費交通費	150,000	
諸謝金	50,000	
消耗品費	100,000	
施設等評価費用	30,000	
雑費	18,000	
その他経費計	648,000	
事業費計		800,000

施設等評価費用も併せて計上

定款5条の事業名を記載

人件費とその他経費に分けた上で、形態別に内訳を記載。

事業計画書の各事業費の予算額の合計額と一致させる。

2	管理費			
	(1)人件費			
	役員報酬	100,000		
	給料手当（注：事務局職員等の分）	150,000		
	人件費計	250,000		
	(2)その他経費			
	水道光熱費	50,000		
	消耗品費	30,000		
	通信運搬費	50,000		
	会議費	70,000		
	減価償却費	××		
	××		
	××		
	その他経費計	200,000		
	管理費計		450,000	
	経常費用合計			1,250,000
	当期経常増減額			370,100
III	経常外収益			
1	固定資産売益	××		
	××		
	経常外収益計			×××
IV	経常外費用			
1	××		
	経常外費用計			×××
	税引前当期正味財産増減額			370,100
	法人税、住民税及び事業税			70,000
	当期正味財産増減額			300,100
	設立時正味財産額（前期繰越正味財産額）			0
	次期繰越正味財産額			300,100

人件費とその他経費に分けた上で、形態別に内訳を記載。

2年度目以降はこちらを記載

(備考)

「事業費」とは、法人の事業の実施のために直接要する支出で、当該事業の実施のために直接要する人件費・交通費及びその他の経費等となります。

管理費とは、法人の運営のために毎年度経常的に要する経費であり、例としては役員報酬、総会・理事会の開催経費、事務局職員の人件費などがあります。

4. 施設の提供等の物的サービスの受入の内訳

(単位：円)

内容	金額	算定方法
〇〇体育館の無償利用	×××	〇〇体育館使用料金表によっています。

合理的な算定方法を記載する（活動計算書に計上する場合は客観的な算定方法）

5. 活動の原価の算定にあたって必要なボランティアによる役務の提供の内訳

(単位：円)

内容	金額	算定方法
〇〇事業相談員 ■名×■日間	×××	単価は××地区の最低賃金によって算定しています。

合理的な算定方法を記載する（活動計算書に計上する場合は客観的な算定方法）

6. 用途等が制約された寄附金等の内訳

用途等が制約された寄附金等の内訳（正味財産の増減及び残高の状況）は以下の通りです。
当法人の正味財産は×××円ですが、そのうち×××円は、下記のように用途が特定されています。
したがって用途が制約されていない正味財産は×××円です。

(単位：円)

内容	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	備考
〇〇地震被災者援助事業	×××	×××	×××	×××	翌期に使用予定の支援用資金
△△財団助成××事業	×××	×××	×××	×××	助成金の総額は××円です。活動計算書に計上した額××円との差額××円は前受助成金として貸借対照表に負債計上しています。
合計	×××	×××	×××	×××	

対象事業及び実施期間が定められ、未使用額の返還義務が規定されている助成金・補助金を前受経理をした場合、「当期増加額」には、活動計算書に計上した金額を記載する。助成金・補助金の総額は「備考」欄に記載する

7. 固定資産の増減内訳

(単位：円)

科目	期首取得価額	取得	減少	期末取得価額	減価償却累計額	期末帳簿価額
有形固定資産						
什器備品	×××	×××	×××	×××	△×××	×××
.....	×××	×××	×××	×××	△×××	×××
無形固定資産						
.....	×××	×××	×××	×××	△×××	×××
投資その他の資産						
.....	×××	×××	×××	×××		×××
合計	×××	×××	×××	×××	△×××	×××

8. 借入金の増減内訳

(単位：円)

科目	期首残高	当期借入	当期返済	期末残高
長期借入金	×××	×××	×××	×××
役員借入金	×××	×××	×××	×××
合計	×××	×××	×××	×××

9 役員及びその近親者との取引の内容
役員及びその近親者との取引は以下の通りです。

(単位：円)

科目	計算書類に計上された金額	内役員及び近親者との取引
(活動計算書)		
受取寄附金	×××	×××
委託料	×××	×××
活動計算書計	×××	×××
(貸借対照表)		
未払金	×××	×××
役員借入金	×××	×××
貸借対照表計	×××	×××

10. その他特定非営利活動法人の資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産の増減の状況を明らかにするために必要な事項

・ 現物寄附の評価方法

現物寄附を受けた固定資産の評価方法は、固定資産税評価額によっています。

重要性が高いと判断される場合に記載する

・ 事業費と管理費の按分方法

各事業の経費及び事業費と管理費に共通する経費のうち、給料手当及び旅費交通費については従事割合に基づき按分しています。

重要性が高いと判断される場合に記載する

貸借対照表日後に発生した事象で、次年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼすもの(例：自然災害等による重大な損害の発生、重要な係争事件の発生又は解決、主要な取引先の倒産等)について記載する

・ 重要な後発事象

平成××年×月×日、〇〇事業所が火災により焼失したことによる損害額は××円、保険の契約金額は××円です。

・ その他の事業に係る資産の状況

その他の事業に係る資産の残高は、土地・建物が××円、棚卸資産が××円です。

特定非営利活動に係る事業・その他の事業に共通で使用している重要な資産は土地・建物が××円です。

その他の事業に固有の資産で重要なもの及び特定非営利活動に係る事業・その他の事業に共通で使用している重要な資産の残高状況について記載する